

令和6年度
第1回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和6年8月1日（木）

午後2時00分～3時05分

場所：太子町役場議会棟2階 常任委員会室

太子町生活福祉部町民課

令和6年度第1回太子町国民健康保険運営協議会 会議録（要点記録）

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：令和6年8月1日（木）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時05分

場所：太子町役場議会棟2階 常任委員会室

2. 協議事項

① 令和5年度太子町国民健康保険特別会計決算について

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：中島 貞次、玉田 晶久、上岡 路明、宮中 真智子

欠席委員：龍田 孝夫、福田 幸代

4. 事務局

副町長 榮藤 雅雄、生活福祉部長 嶋津 一弥、

町民課長 溝端 朋代、副課長、八木 幸司

さわやか健康課 課長 谷口 美香 保健師 中西 まきこ

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

(別紙) 協議会経過及び結果

1. 開 会

2. 副町長あいさつ 榮藤副町長

3. 会長選出 委員互選により中島委員を会長に選出

4. 会長あいさつ 中島会長

5. 会議録署名委員の指名 会長が玉田委員と宮中委員を指名

6. 報告事項

①令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

八木副課長：《令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算 総括表について説明》

八木副課長：《令和5年度国民健康保険事業報告 制度の概要について説明》

八木副課長：《令和5年度国民健康保険事業報告 事業内容について説明》

中島会長：先ほどの説明について、何か質疑等がございましたら発言をお願いします。

玉田委員：先ほどの説明で4ページの納付金の推移の表がありますが、1人当たり納付金の令和2年度と令和3年度の額が昨年の資料の額と違っていています。例えば令和2年度が13万4,910円となっているものが、昨年度の資料では13万2,272円、令和3年度分が14万3,359円となっているものが、昨年度の資料では13万8,854円という記載になっています。年によって何で違うのかを教えてくださいというのが一点目です。それから、数字の違いがもう1ヶ所。5ページのところで、3の医療費の状況の(1)医療費の推移の1人当たり医療費の医療費総額のところが、昨年度と金額が違います。例えば、令和元年度27億1,032万5,943円と書いてありますが、昨年度の資料は26億8,401万3,194円、令和2年度と令和3年度も違っていている状況ですが、その辺の数字の違いが何なのかを教えてください。

溝端課長：最初のご質問の納付金の推移の金額ですが、昨年度のこの時期に開催した第1回目の協議会資料では、玉田委員の言われた数字でしたが、当時の桑名委員のご指摘で、3ページの国保加入者数で割った時に、その金額にならないものを挙げてしまっていました。この加入者数が、年度末時点の数字を記載させていただいていましたが、納付金の推移で使用した加入者数について、年間の平均の加入者数で割っていたため、そこが合わなかったため、昨年度の第2回目の協議会の資料では訂正させていただいて、今回の数字にしています。加入者数が年度末時点と年間平均のものを使い分けている部分がありまして、今回統一するために年度末の被保険者数で計上し、元の数字が変わっています。5ページの医療費の状況の、1人当たりの医療費の医療費総額につきましては、おっしゃられたように昨年度第1回目の協議会では違う数字を挙げていましたが、第2回目の協議会で今回の数字に訂正しております。理由といたしましては、根拠となる医療費が療養の給付等ということで病院受診分だけを挙げていましたが、実際の医療給付というこ

とになりますと、マッサージや針や補装具も医療の給付になりますので、当初これらが含まれていない金額で挙げていましたが、医療給付の状況ということで総額がふさわしいので第2回目の協議会で修正させていただきまして、今回もその数字を使っています。以上です。

玉田委員：その件は分かりました。5 ページですが、基本的な考え方を教えていただきたいのですが。資料一番上の基金の状況の表で、令和5年度の基金残高が2億5692万4438円となっていますが、基金の目的を教えてください。令和9年に県に統合された場合に、町としては保険税を徴収して県に納めます。県の方が同じ所得、同じ世帯には同じ保険税をかけるという仕組みになると聞いていますが、そのときに引き続き基金が必要なのかどうか。昨年度の時点では、大体2億円ぐらいは基金として置いておきたいというお話を聞きましたが、令和9年以降も引き続き基金というものがなくなるのかどうかをお尋ねします。

溝端課長：基金を保有する意味ですが、こちらについては、国保会計の財政運営のために積み立てておくものとなっております。使い方につきましては、例えば町の保険税は、今まで県の示す標準の保険税率よりも低い税率で設定していますが、それに伴う歳入の減を補填するために使ったり、町の単独事業の保健事業に使わせていただいております。今後の基金の使い方、どれくらい保有していただければいいのかということですが、こちらにつきましても前回お答えさせていただいた通り、令和9年度で保険税率が統一になりますが、県に納める納付金の金額が今後どういう動向になるかが分からないところがあり、そのため確保しておく必要があるということと、町の保健事業等の単独で手厚くしたい事業については、当然持ち出しが必要になりますので、その部分で使わせていただくということを想定しますと、できるだけ多くの基金を積み立てておく必要があると考えておりますので、2億円程度は保有しておきたいと考えております。以上です。

玉田委員：引き続き2億円余りの基金が県と統合しても必要になるという話なんです。先ほど言われた中で、町単独で行う事業を手厚くしようとする場合に、基金で手当をすることを考えていると言われましたが、そういうことをやると、県の方からペナルティがあるようなことはないのですか。せっかく県下で統一しようとしているのに、太子町で手厚くするというようなことをやった場合に、県下で統一した意味がないということで、何らかのペナルティっていうのはないのですか。

溝端課長：例えば、ペナルティという意味では県の示した保険税率よりも、町が低い金額で保険税率を定めていたり、徴収率や健診の受診率といった部分で、標準よりも低かったりすると、県の補助率が少し下がったりする場合がありますが、保健事業等の町単独事業を町の基金で運営していく場合は、ペナルティはないと考えております。

玉田委員：歳入歳出決算書の7ページに、款5、項2、目1財政調整基金繰入金っていうのがあって、基金繰入金として入ってきているというふうに思うのですが、引き続きこれぐらいの額、約2,000万余円を今後も繰り入れていくというふうに考えてよろしいですか。

溝端課長：こちらにつきましては、歳入歳出の金額により毎年金額が増減していくものですので、毎年同じ金額というわけではありません。ただ保険税率を標準保険税率に合わせるよう段階的に上げていっている段階ですので、少しずつ保険税分についての補填は減っていくという見込みをしておりますので、特別な事情がない限りは、減っていくという見込みを考えております。

玉田委員：提案ですが、こういうことができるのかどうか。例えば隣の大阪府ですが、今年度から国保の完全統一をしています。ご存じのように国保税が高いということで、町民が苦しんでいるという状況は全国どこでもあると思いますが、大阪府の能勢町で、2020年から健康増進支援金というものを創設し、国保に加入する被保険者1人あたり1万円を給付するということをやっています。2023年からは物価高騰による影響を考慮して、1人当たり1万5,000円に引き上げたという事例があります。家族5人であれば7万5,000円が振り込まれるといった、そういう施策を能勢町がやっています。この健康増進支援金というのは、府からそんなことをしたら駄目とは言われるわけではなく、基金を利用してやる分については差し支えないということをやっています。ちなみに能勢町の基金残高は、今年の3月末現在で1億3,000万円ぐらいの規模で基金を持っています。そういう中で、1人当たり1万5,000円を給付して、住民さんに喜ばれているという事例があります。こういったことが太子町でもできるのではないかなと思いますけどどうでしょうか。

溝端課長：基金を使ってという事業でありましたら、先ほど説明させていただいたように、段階的に保険税を引き上げ上げていくための補填であったり、今後の保健事業のために残高の維持は必要だと思います。ですので、基金を使って1人1万円を支給するような事業を実施しますと、基金がなくなってしまう恐れがあると思います。その事業は毎年でしょうか。

玉田委員：少なくとも2020年から2023年まではやっています。2023年には物価高騰対策で5,000円プラスしています。確かに永久的にやるものではないと思います。基金を使うわけですから基金の範囲内でやっていると思っています。同じように和歌山県の橋本市だったと思うんですけども、そこも基金を利用して保険料の値下げを行っている事例もあります。先ほど言われた手厚い施策というのがこれに当たるのかなってということでちょっと紹介させていただきました。

溝端課長：手厚い施策という意味ではそういう方法もあると思うんですけども、太子町としては継続的に安定した財政運営をすることがまず優先だと考えております。太子町としては、その事業の実施については、難しいというか選択肢にはないと思います。

榮藤副町長：令和9年度以降、財政運営については、ほぼ県の方に移管されます。税についても、県内同一所得、同一水準であれば県下統一ということになるんですけども、財政運営に関して、この基金をどうこうとかっていうのは令和9年度までの話になります。令和9年度以降についてはその段階で、国保特会として基金を2億円程度持っておきたいというのは、主に保健事業の方に回したいという考えの

もとに、ほぼ2億円程度は、令和8年度末の段階で確保しておきたいという考えであります。ですから、基金を使って国保加入者に対して助成というのは、過去に単独で財政運営をしていた余裕的なものを今の加入者に還元しようという考えのもとに、能勢町はされているのかなという気がします。太子町については、統一までに2億円は確保したい、それまでについては、税の統一に向けての援助的な意味で、1,000万円、2,000万円ぐらいのレベルでは繰り入れができるだろうという考えのもとにやっているという基金の考え方なんです。

玉田委員：あと、いくつか要望があります。7月31日で有効期限が切れる健康保険証が、たまたま郵便局の都合で私の家は7月31日に到着したのかなと思うんですけども、それまで何人かの町民から聞くんですけども、まだ来ないという話があって、実は2、3日前に町民課に連絡させていただいて、まだ来ないといった話をしたのですが、31日付で配達完了するように郵便局に手配をしていますという話でありました。それはそれでいいのですが、年寄りが、8月1日に病院行かなあかんの、31日になってもまだ届かないといった状況がありました。私のところもそうだったので、郵便局から発送するのであれば、もう少し早く、例えば7月25日までに配達をお願いしますというように、もう少し期限を早めて発送できないものかなというのをお願いします。

溝端課長：被保険者証の発送日程につきましては、たくさんの方から問い合わせが入っており、認識しております。今回、31日が最終の配送日になった理由といたしましては、郵便局には早めの日程で依頼をさせていただいたんですけども、配達員さんの労働条件の向上や、病気で休まれている方がいらっしゃって、どうしても配達の人数が足りないですとか、町民課でも後期高齢の被保険者証や納税通知書も同じ7月中に配送させていただいたこともありまして、順次郵便局で対応してくださっていますが、調整段階でどうしても配達が31日までかかってしまうと。例年ですともう少し早く配達が完了するスケジュールでしたが、今年度につきましてはそういう状況となっています。今後の郵送物については郵便局と調整をした上で、もう少し早く余裕を持って配達できるようにしたいと考えています。

玉田委員：よろしく願いいたします。最後ですが、歳入歳出決算書の16ページ、款2、項5、目1葬祭費のところで、275万円支出済額が計上されていますが、備考を見ますと55件計上されております。これは国保に加入されている方が亡くなったときに、1回5万円の葬儀費用のお金かなと思うんですけども、去年は53件でした。太子町で亡くなる方がどれぐらいあるのかということで、ホームページから統計調査を見ると、昨年度、確か360人ぐらいの方が亡くなられて、そのうち55名の方が国保の被保険者であったということのようなんですが、当然国保よりも後期高齢者保険の方が亡くなる率は当然高いわけです。この55人っていうのが、全死亡者360人ぐらいのうち、大体7人に1人ぐらいの方が75歳未満で、国保に加入されている方が亡くなっているということは、亡くなる方がちょっと多いのかなと感じるのですが、どう捉えられていますか。

溝端課長 先ほどの質問ですが、町として分析はしておりません。今後その辺りの分析させていただいて、もし対策が取れるようであれば、保健事業も含めて対応していきたいと思っております。

中島会長 他に質疑はございませんか。最後に私の方から1点だけお願いします。今年の12月2日で国民健康被保険者証がマイナンバーカードでという話ですが、現在、国民健康保険加入者の中でマイナンバーカードがどの程度まで普及していますか。あくまで国保対象者の中で既にマイナンバーカードを持っておられる方です。

溝端課長 マイナンバーカードの交付率というのをを出していますが、その中で国保加入者という統計は今現在ありません。ただ、マイナンバーカードを持たれていても、被保険者証と紐付けされてない方もいらっしゃるので、マイナンバーカード保有者ではなくて、マイナ保険証の登録者数であれば、統計があります。令和6年5月末現在のマイナ保険証の登録者数が3,584件、紐づけられたマイナンバーカードを持たれている方が3,584件で、その時点の加入者数が5,664名ですので、63.3%の方がマイナ保険証を持っておられるという状況です。

中島会長 それからマイナ保険者証についてちょっと聞きますが、テレビやネットで、12月2日にマイナ保険証に変わりますよという情報がいっぱい流れてくるんですが、前回のマイナポイントで2万円とか1万5,000円とかありましたが、そのときに、既にマイナンバーカードと被保険者証を紐付けしていたら、そのまま使えるんでしょうけれども、そこで紐付けていなかったら、12月2日になったらマイナ保険証として使えないということですか。

溝端課長 マイナ保険証としては、期限があるんですけども、電子証明というものがマイナ保険証の期限とは別に記載されているのですが、マイナ保険証の期限が到達していなくても、電子証明の期限が到達していると、経過措置はありますが、原則オンライン資格確認ができないので、窓口で使っていただくことはできません。電子証明につきましては、有効期限が切れる3ヶ月前ぐらいに通知が来ますので、そこで更新をしていただければ、ポイントの交付があったときに紐付けられている方は使える状態になります。マイナ保険証を使えない方につきましては、今回発行させていただいた被保険者証が来年の7月末までの有効期限となっておりますので、そちらを使っていただくことも可能ですし、それ以降につきましても資格確認書といいまして、紙で被保険者証の記載内容が書いてあるものを発行させていただきますので、そちらを使って通常通り受診していただくことが可能です。

中島会長 12月2日で変わるという話がいっぱい出てきていますが、先ほど言われましたけれども、被保険者証と紐付けがされているかいらないかとかを、メディアでは情報が発信されていますが、実際自分が持っているマイナンバーカードが使えるかどうかや、こういうチェックが必要であるとか、被保険者証との紐付けをされていますかとか、そういうことをどこかで広報できないものかなと思います。

溝端課長 12月2日以降に、マイナ保険証を使われようとしたときに、紐付いていると思っていたのに紐付けられていなかった方や、電子証明が失効されている方や、そう

いう理由で使えない方がたくさん相談に来られると見込んでいますが、そちらにつきましては、今回被保険者証と一緒に同封させていただいたチラシで、利用についてのお知らせをさせていただいています。また、ご自身のマイナンバーカードが紐付けられているかの確認方法や、紐付けられてなかったときにどうやって紐付けをするかということにつきましてもホームページで掲載しています。今回マイナ保険証を持たれていない方に資格確認書を送らせていただいたり、マイナンバーカードを持っておられる方は、ご自身のマイナ保険証を使って受診される際に病院側に読み取り機がないとか、オンライン資格確認ができない医療機関も多少残っていると聞いていますので、そういった場合に持参していただくお知らせというものがあります。それも被保険者証と同じ内容が記載されているものになるのですが、そちらの方を送らせていただく際に、広報をさせていただきたいと思います。

中島会長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。質疑が無いようでしたら、本日の次第6の報告事項については以上といたします。

事務局におかれましては、今後も健全な国保事業運営をお願いしたいと思います。続いて、次第7その他について、事務局よりお願いします。

7. その他 事務局事務連絡

8. 閉 会

この会議録が真正であることをここに署名する。

令和6年 8月23日

署名委員

王 甲 晶 久

署名委員

宮 中 真 智 子